

議案第 1 3 1 号

前橋市公民館利用に関する条例の改正について

令和 3 年 1 1 月 2 9 日提出

前橋市長 山 本 龍

前橋市公民館利用に関する条例の一部を改正する条例

前橋市公民館利用に関する条例（昭和 3 0 年前橋市条例第 2 5 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条を次のように改める。

（利用許可の取消し）

第 5 条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用許可を取り消すことができる。

(1) 利用者がこの条例に定める利用条件に違反したとき。

(2) その他公民館の管理上支障があると認められるとき。

2 前項の場合において、利用者の受ける損害に対して、教育委員会は、その責めを負わない。ただし、教育委員会の責めに帰すべき特別の事由があると認められる場合はこの限りではない。

第 6 条第 1 項後段中「前条」を「前条第 1 項」に、「利用」を「利用許可」に、「停止された」を「取り消された」に改める。

別表永明公民館の項を次のように改める。

永明公民館	ホール	2, 0 9 0 円	2, 8 0 0 円	2, 8 0 0 円
	第 1 会議室	6 0 0 円	8 2 0 円	8 2 0 円
	第 2 会議室	4 4 0 円	6 0 0 円	6 0 0 円
	第 3 会議室	2 7 0 円	3 8 0 円	3 8 0 円
	料理実習室	4 9 0 円	6 6 0 円	6 6 0 円
	造形創作室	4 9 0 円	6 0 0 円	6 0 0 円
	和室	2 2 0 円	2 7 0 円	2 7 0 円

	多目的室	490円	660円	660円
--	------	------	------	------

附 則

この条例は、令和4年5月16日から施行する。ただし、第5条及び第6条第1項後段の改正規定は、公布の日から施行する。